

鳥取県介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、昨今の物価上昇等により価格の動きが急激であり、質の確保された食事の提供という基幹的なサービスの維持が困難な状況にある介護施設等に対し、食料品の購入を支援することで、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも必要な介護サービスを継続して提供できる環境を整備することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、同表第4欄に掲げる額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、県が別に定める日までに行わなければならない。

2 前項の交付申請に当たっては、様式第1号により申請することとし、様式第2-1号、様式第2-2号を添付するものとする。

3 規則第5条第1項第2号に掲げる書類は不要とする。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、令和8年5月29日までに行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

2 変更等の承認は、原則として、変更申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は令和8年8月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 前項の実績報告に当たっては、様式第4号により申請することとし、様式第5-1号、様式第5-2号

を添付するものとする。

- 3 規則第17条第2項第2号に掲げる書類は、不要とする。
- 4 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（証拠書類の保管）

第8条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月30日から施行し、令和7年12月22日から適用する。

別表 1 (第3条関係)

1 補助事業
介護施設等に対するサービス継続支援事業
2 対象事業者
別表2に掲げる県内介護施設等
3 補助対象経費
食材料費等の購入に係る経費
4 補助額
<ul style="list-style-type: none"> 施設ごとに別表2で定める基準単価と第3欄に掲げる補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとする。 1施設につき、1回までの申請とする。
5 その他
<ul style="list-style-type: none"> 別表2で定める介護施設等の定員数は、令和7年4月1日時点の定員とする。 申請時点で指定を受けている介護施設等を補助対象とし、休止中の介護施設等は再開している場合に限り対象とする。この場合、令和7年4月2日以降に開設した介護施設等の定員数は開設日時点の定員とし、休止中の介護施設等の定員数は再開日時点の定員とする。

別表 2 (第3条関係)

(単位：千円)

	事業所・施設等の種別	基準単価
1	介護老人福祉施設	18/定員
2	介護老人保健施設	18/定員
3	介護医療院	18/定員
4	地域密着型介護老人福祉施設	18/定員
5	短期入所生活介護 (※)	18/定員
6	養護老人ホーム	18/定員
7	軽費老人ホーム	18/定員

(※) 空床利用型を除く。